

郡山市認可保育施設入所申請に関する確認票(令和8年4月以降入所申請用)

下記の内容を全て確認のうえ、☒を入れ、保護者氏名を記入し、申請時に必要書類とともに提出してください。

- ☐ 保育施設により入所対象年齢や保育時間、延長保育の実施の有無が異なります。申請前に必ずご確認ください。
- ☐ 保育施設の入所対象年齢は、入所希望月の1日時点で達している必要があります。なお、満年齢は生まれた日の前日にむかえるものとして扱います。
例：4月2日生まれは4月1日で満1歳→4月1日入所申請時に入所対象年齢満1歳施設へ申請：可
4月3日生まれは4月2日で満1歳→4月1日入所申請時に入所対象年齢満1歳施設へ申請：不可
- ☐ 必要書類は受付期間内に必ず提出してください。また、必要書類の日付は入所希望日から4か月以内のものが有効です（ただし4月1日付け入所は申請書類の配布開始日以降の日付のものを有効とします）。
- ☐ 同居家族の状況には、お子さんと同居している方全員を記入してください。住民票で世帯分離をしても同一家屋に居住している場合は、同居として扱います。
- ☐ 転入予定での入所申請は、入所月の前月末日までに郡山市へ住民登録されていることが入所の条件です。
- ☐ お子さんの適切な保育を実施するため、郡山市と入所を希望する保育施設等関係機関との間で、申請書類や面談票等の内容を共有します。
- ☐ 施設利用時間区分（保育標準時間・保育短時間）は申請児童の世帯状況等を基に郡山市が決定します（申請どおりの施設利用時間区分にならない場合があります）。
- ☐ 保育施設を利用できる期間は、保育を必要とする理由により異なります。
例：求職中の場合は3か月間となり、期間満了月の15日までに就労証明書等を提出できない場合「退所」となります。
- ☐ 入所が決定した保育施設への入所を辞退した場合、同年度内の再申請時は入所選考の優先度が下がります。
- ☐ 転所が決定となった場合、転所を辞退して、転所前の施設を継続して利用することはできません。
- ☐ 育児休業取得者は、入所翌月の15日頃までに職場復帰することが入所の条件です。
- ☐ 申請後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに保育課まで変更内容をご連絡ください。変更内容によっては、書類の追加提出が必要となります。
- ☐ 保育料算定の基準となるお子さんの年齢は、4月1日時点の年齢を適用し、年度途中で誕生日を迎えても変わりません（年度途中で3歳になった場合、翌年度4月から無償化の対象になります）。
- ☐ 保育料（副食費免除判定）は、父母の市町村民税所得割額により決定します。4月から8月分までは、前年度の市町村民税所得割額により、9月から3月分までは当該年度の市町村民税所得割額により決定します。また、父母の収入状況により、同居する祖父母等も合算して決定する場合があります。
- ☐ 税未申告、保育料決定に必要な書類が未提出または不備がある場合、保育料が最高額で「(仮)決定」となります。3歳以上の場合、副食費免除判定ができません。
- ☐ 保育料や副食費免除判定は、年度をまたいでの遡及はできません。世帯状況や課税状況に変更があった場合は、必ず当年度内3月までに保育課または入所施設へ必要書類を提出してください。
- ☐ 保育料や食材料費は必ず納期までに納付してください。納期を過ぎた場合、督促状を発送します。それでもなお保育料や食材料費の未納が続きますと、滞納処分（財産調査や差押等）が行われるほか、延滞金または遅延損害金を徴収します。
- ☐ 現在認可外保育施設等をご利用の方は、認可保育施設への入所が決定すると認可外保育施設の保育料は全額自己負担となります。
- ☐ ハローワークでの育児休業給付金の支給延長手続きには、申請書一式の写しが必要です。保育課で申請書等のコピーはできませんので、申請前にコピーや撮影等を済ませてください。
- ☐ 育児休業延長や育児休業給付金に関しては、就労先やハローワークに確認してください。また、入所選考にかかっていない月の保留証明書は発行できません。
- ☐ 翌年度（4月以降）の入所申請は別途書類の提出が必要です。
- ☐ 本確認票以外に「郡山市認可保育施設入所案内」の内容も確認しました。
上記すべての事項を了承し、保育施設の入所申請を行います。

令和 年 月 日

保護者氏名

